

V 農林水産対策

○施策の体系

農林水産対策

農業の振興

農業振興計画及び情報提供等

- 農業振興計画等
- 農地利用調整事務
- 農林水産業の普及啓発
- 東京産食材のイメージ向上戦略に向けた基礎調査
- 都市農地保全支援プロジェクト
- 都市農地活用推進モデル事業
- 東京の農地流動化促進事業
- 農業振興事務所の運営

農業基盤の整備

- 土地改良
- 農業用水整備

食の安全・安心の確保

- 食品利用高度化推進事業
- 地域特産品開発支援事業
- 食の安全安心・地産地消拡大事業
- 学校給食における地産地消導入支援事業
- 食品技術センター
- 食育の推進
- 病害虫等の防除
- 農産物安全確保調査分析
- 農薬適正指導強化事業
- 環境と調和した農業の推進
- 農林水産物認証取得支援事業（農業）
- 東京都GAP推進事業
- GAP認証農産物普及促進事業
- 畜産振興総合対策
- 青梅畜産センター等運営補助
- 動物薬事・獣医事取締指導
- 家畜衛生対策（危機管理体制整備対策）
- 家畜保健衛生所の運営

農業経営の安定

- 地域特産化の推進
- 都市農業活性化支援事業
- チャレンジ農業支援事業
- 東京農業の支え手育成支援事業
- 農業次世代人材投資事業
- 新規就農者育成事業
- 新規就農者定着支援事業
- 農地の創出・再生支援事業
- 野菜供給確保対策
- 農園芸総合奨励等
- 花と緑の夏プロジェクト
- 都オリジナル品種普及対策事業
- 江戸東京野菜生産流通拡大事業
- 農業改良普及指導等
- 農協指導
- 農協経営改善対策
- 農業共済団体
- 農業後継者育成対策
- 東京農業先進技術活用プロジェクト
- プラムボックスウイルス緊急防除区域の農業復興対策
- 農業金融

農林総合研究センターの運営等

- 農林水産試験研究総合推進
- 農林総合研究センターの運営
- 農林水産振興財団の運営
- 島しょ農林水産総合センターの運営

緑化推進

- 苗木の生産供給

農林災害復旧

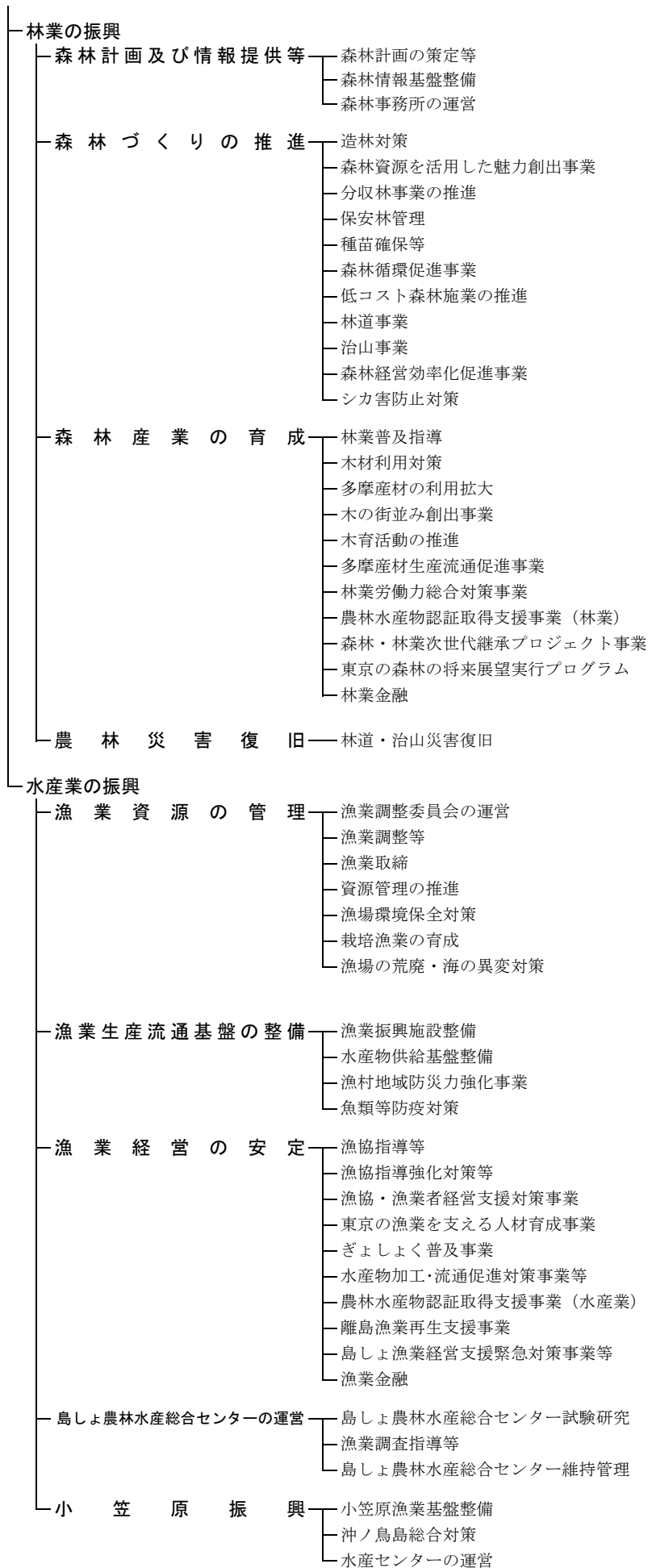
- 農地災害復旧等

小笠原振興

- 小笠原農業基盤整備
- 小笠原農業生産流通対策
- 硫黄島旧島民定住促進対策
- 植物防疫
- 亜熱帯農業センター・営農研修所の運営

産業労働施設整備

- 家畜保健衛生所施設整備
- 青梅畜産センター施設整備



第1 農業の振興

東京農業の振興計画策定や農業基盤の整備、農業経営の安定、食の安全・安心の確保に向けた施策及び農林水産業者・一般都民に対する各種情報提供や調査研究等を実施する。

1 農業振興計画及び情報提供等（農業振興課・調整課）

(1) 農業振興計画等

ア 農業振興計画

地域の実態に即した農業施策を展開する上で、必要な情報・資料の収集や各種調査等を行う。

イ 農作物生産状況調査

都が実施する都内産の農作物に関する生産状況調査。区市町村・農業委員会の協力の下、区市町村毎の品目別の作付面積・生産量等の調査を実施する。

ウ 農業委員会及び農業会議等

(ア) 区市町村農業委員会交付金等

農業委員会の委員手当、事務局職員の設置に要する経費を交付する。

農業委員会数：44委員会（7区、26市、4町、7村）

農業委員数：703人、農地利用最適化推進員数：34人、職員数：198人

（平成28年度農業委員会実態調査）

(イ) 東京都農業会議補助

都道府県に置かれる農業会議の運営に必要な経費の補助と指導を行う。

(ウ) 都推進指導

農業委員会及び農業会議の各事業の円滑な執行のための指導等を行う。

エ 農地保有合理化推進

農地保有合理化法人（（公財）東京都農林水産振興財団）が農家から農地を買入・借入し、売渡・貸付することにより農地の流動化を図る。

オ 都市農業対策

都市と調和した農業を育成することを目的として、都市農業推進協議会の開催、都市農業実態調査等を実施する。

カ 水土里保全活動支援事業

農地や農業用水路・農道を保全する地域の共働活動への支援を行うことにより、地域資源の適切な保全管理を図り、農業・農地の有する多面的機能を今後とも適切に維持・発揮させていく。

(ア) 地域活動支援

農道や農業用水などへの基礎的な保全支援（施設の草刈り、泥上げ等）

(イ) 資源向上活動支援

農道や農業用水路などへの質的向上や長寿命化に向けた取組支援（施設の補修、植栽

などの環境保全活動等)

(ウ) 推進支援

市町村推進支援：活動組織実績整理支援 他

都推進費：事業推進業務委託、第三者委員会運営、連絡会設置 他

キ 都市における農的活動に関する基礎調査

東京農業の新たな課題等について、新技術や経営手法の有効性に関する各種調査等を実施する。

ク 農業振興地域等の農業実態調査

農業振興地域や山村・島しょ地域の現状と新たな課題等について、農業経営や流通、新規就農者の確保・育成状況等の基礎的な農業経営実態の他、時勢に応じたテーマに沿った農業者の意向などの各種調査等を実施する。

(2) 農地利用調整事務

ア 農地調整

農地に係る訴訟、調停、和解の仲介等に関する業務を行う。

イ 農地相談

農地の転用、賃貸借の解除等に係る許可及び農地に関する相談業務を行う。

ウ 国有農地管理

国有農地及び開拓財産並びに貸付使用料に係る債権の管理業務を行う。

(3) 農林水産業の普及啓発

ア 東京の農林水産webサイトの構築・運営

観光農園の情報やとうきょう特産食材使用店・東京島じまん食材使用店など、東京の農林水産業に関連する様々な情報をいくつかのカテゴリーに分類し、発信していく。

イ 東京農業情報発信事業

(ア) 情報誌の作成：無料情報誌を作成し、広く東京の農林水産物の情報を発信する。

(イ) 情報誌の保管及び配布：作成した無料情報誌を保管するとともに関係団体、観光案内所等に配布する。

ウ イベント等を通じた東京産食材の魅力発信の推進

東京2020大会や2019ラグビーW杯の関連イベント、都主催等のレセプション等で提供する料理において、東京産食材を積極的に活用することにより、国内外からの観光客や旅行者、報道関係者等に東京産食材の一層の理解促進、需要拡大を図る。

エ 東京味わいフェスタの実施・運営

東京産の農林水産物やこれを用いた料理、伝統文化などの東京の多彩な魅力を国内外へ発信するとともに、エリアマネジメント組織と連携し、各エリアの特徴や創意工夫を活かした地域の賑わいを創出する。

オ 都内産農林水産物を活用した賑わい創出イベントの実施

東京2020大会を控え、国内外から東京を訪れる多くの人々に対して都内産農林水産業の魅力を発信し、認知度向上を図るとともに、豊洲市場とその周辺地域との賑わいの創出に寄与する。

(4) 東京産食材のイメージ向上戦略に向けた基礎調査

東京産食材について、より一層の需要拡大を図り、イメージ向上に向けた戦略を策定するため、基礎調査を実施し、戦略的な情報発信手法等について検討を行う。

(5) 都市農地保全支援プロジェクト

大都市の中にある貴重な農地を守るため、都が推進する農地保全策と合致し、農業者ニーズを踏まえた区市町の取り組みを支援し、都市農業を支援していく。

ア 整備支援

(ア) 区市町が策定した事業計画に基づく、以下のような施設整備や実施設計等への支援

a 農地の防災機能強化

防災兼用農業用井戸、防災協力農地掲示板、太陽光発電による非常用電源などの整備

b 地域や環境に配慮した基盤整備

農薬飛散防止施設（防薬シャッター、農薬飛散防止型スイングスプリンクラー）、土留め・フェンスなどの整備

c レクリエーションや福祉・教育等の機能発揮のための農地活用

市民農園、福祉農園、学童農園、農業公園などの整備

※農業公園については、都市整備局の「生産緑地買取事業」連携枠あり

イ 推進支援

・整備支援に関連する調査設計や基本設計

・農地保全の理解促進を図る情報発信などにより、都市農地の多面的機能をより発揮させる取組

・農地保全に係るPR、広報活動などの支援 など

(6) 都市農地活用推進モデル事業

ア 高齢者活躍に向けたセミナー農園整備事業

生産緑地の貸借制度を活用し都が生産緑地を借入れ、高齢者層が技術指導を受けながら農作業に取り組める「セミナー農園」を開設し、農地保全と高齢者の活躍を併せて進めるモデルを確立する。

イ インキュベーション農園整備事業

買取申出等のあった生産緑地を都が買入れ、農業者に新たな栽培技術試行の場を提供する「インキュベーション農園」を整備し、公有化による農地活用モデルを示すとともに、施設の確保が難しい農業者へレンタルすることにより農業の高収益化へのチャレンジを支援する。

(7) 東京の農地流動化促進事業

ア 都市農地保全活用促進事業

相続が発生した際に失われる都市農地について、農業経営の継続や営農環境の保全の観点から効果的な施策を検討する。

市街化区域内農地の流動化を促進するための制度啓発等による支援を実施する。

イ 農地中間管理事業

農業振興地域において、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構（（一社）東京都農業会議）の活動を支援する。

農地中間管理機構にまとまった農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付する。

ウ 農地利活用促進事業

遊休農地の解消・防止を図るため、新規就農希望者や規模拡大を志向する認定農業者等への農地のあっせん等を実施し、農地の保全・利活用を促進する。

(8) 農業振興事務所の運営

農業振興事務所の管理運営及び建物維持管理を行う。

2 農業基盤の整備（農業振興課）

(1) 土地改良

ア 基盤整備促進事業

土地改良法等に基づき、農業振興地域で受益面積 5 ha 以上の地区を対象にした国庫補助事業を実施する。

(ア) 基盤整備促進事業（農道整備等）：新島村、神津島村、八丈町

(イ) 調査設計事業：該当なし

イ 小規模土地改良

受益面積 2 ha 以上(国庫対象外のもの)の地区に対し、都単独の補助事業を実施する。

(ア) 農道整備：八王子市、町田市、大島町、八丈町、

(イ) 農業用用水排水施設：稲城市、日野市、府中市、大島町、八丈町、青ヶ島村

(ウ) 農地開発：該当無し

(エ) 調査設計：八丈町、青ヶ島村

(オ) 計画調整：神津島村

ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

(ア) 地域農業水利施設ストックマネジメント事業：大島町、三宅村

市町村や土地改良区等の団体営事業で造成された農業水利施設であって、その受益面積が 10ha 以上の施設について機能保全計画に基づく対策工事を国庫補助事業で実施する。

(イ) 農業水利施設保全合理化事業：該当なし

市町村や土地改良区等の団体営事業で造成された農業水利施設であって、その受益面積が 10ha 以上の施設について機能保全計画の策定を国庫補助事業で実施する。(農業水利施設保全合理化)

エ 農村総合整備

農業集落を単位とした農業生産基盤及び農村生活環境の総合的な整備に対して国庫補助事業を実施する。

(ア) 農村総合整備事業：該当なし

(イ) 農業集落排水事業：神津島村（機能診断、最適整備構想）

オ 土地改良指導等

(ア) 土地改良事業認可、土地改良区の設立・運営指導及び検査

- (イ) 東京都土地改良事業団体連合会の運営指導
 - (ウ) 土地改良事業等の適正な執行を図るための評価委員会の設置
 - (エ) 土地改良事業及び水資源確保のための調査(国受託等)
- (2) 農業用水整備

ア 畑地灌漑施設等実態調査

農業用水水利組織等実態調査(多摩地域ほか)を実施する。

イ 魚の遡上を阻害する土砂撤去等

魚道を魚(アユ等)が支障なく遡上できるよう、主要な農業用水堰がある市町村、土地改良区、漁協等の関係者の連携のもと、農業用水堰及び魚道の機能の維持・改善をする。

3 食の安全・安心の確保(食料安全課・農業振興課・調整課)

(1) 食品利用高度化推進事業

都内産の原材料を用いている加工食品等に認証マークを付与する事業(東京都地域特産品認証事業)等を通じて、食品産業の高度化及び地域特産品のブランド化を推進する。

(2) 地域特産品開発支援事業

東京2020大会の開催に向け、独自の技術や都内産農林水産物を活用した新たな特産品開発を支援するとともに、特産品の販路開拓支援・PRの強化により、都内中小食品製造企業の活性化を目指す。

(3) 食の安全安心・地産地消拡大事業

新鮮で安全安心な農産物の振興を図るとともに、都内での販売ルートの拡大やPR・販促活動等の支援を行い、都内農産物の地産地消の取組を拡大していく。

ア 東京産農林水産物を扱う飲食店等の登録・PR

安全安心な東京産農林水産物を積極的に使用している飲食店等を「とうきょう特産食材使用店」として、また、島しょ産農林水産物を使用している島しょ地域の飲食店等を「東京島じまん食材使用店」としてそれぞれ登録し、東京都ホームページへの掲載、PR冊子の作成や各種イベントでの配布等により広く消費者へPRする。

イ 新たな登録店拡大と食材PRのための取組

(ア) 食材使用店の英語版ガイドブックの作成

訪都外国人向けに、東京2020年大会の開催を見据え、都内産食材を食べてもらう機会を増やすため、食材使用店の英語版ガイドブックを作成し、観光情報センター等へ配布する。

(イ) JA東京アグリパークを活用した地産地消に係るイベントの開催と食材マッチングサポートデスクの運営

平成29年4月に東京の農林水産物の情報発信拠点として開設したJA南新宿ビルのJA東京アグリパークにおいて、都内産農産物をはじめとする国内産農産物のPRイベントや食材セミナー、農業体験等を開催するとともに飲食店での都内産農産物の利用促進に向けて生産者とのマッチング等をサポートするデスクを運営する。

(ウ) 地産地消に係る総合的なPRキャンペーン

東京味わいフェスタなど、様々なイベントをとりまとめた地産地消推進PRキャンペ

ーンを実施することにより、広く都民へのPR強化を図る。

(4) 学校給食における地産地消導入支援事業

ア とうきょう元気農場の運営

都内農業者の協力のもと、有効活用されていない都有地を農地として活用し、都心の学校給食に新鮮で安全安心な東京産農産物の供給拡大を図る。

イ 学校給食における地産地消導入支援

新たな都内産農産物供給体制を構築し、農地がない又は少ない都心部の学校給食に対する地産地消を推進する。

(5) 食品技術センター ※管理運営等は、指定管理者である（公財）東京都農林水産振興財団に委託

食品産業の振興を図るため、試験・研究・支援等を行う。

ア 試験研究：12テーマ、依頼試験、受託事業

イ 技術支援：技術提供、技術相談、研究会等

ウ 管理運営：建物維持管理等

(6) 食育の推進

ア 交流と体験支援事業

東京都食育推進計画に示す食育の推進の基本的考え方に基づき区市町村や民間団体が実施する食育推進活動を支援する。また、関連団体や事業者等で構成する協議会を設置・運営し、事業や施策の検証及び評価を行う。

イ 東京の食の魅力の発信（食育フェアの開催）

食育関連団体の参加を広く募り、各種団体の活動内容の展示や事例発表、講演会、料理講習会、農業体験などを行うことにより、食の安全・安心の普及啓発や、食文化、東京産の農畜水産物の紹介などを行う。

(7) 病害虫等の防除

ア 病害虫防除対策

農業生産環境の変化に伴う病害虫発生の複雑化に対応するため、病害虫発生予察の効率化や新しい防除技術の検討を行い、高品質で安全な農作物の生産を支援する。

イ 病害虫防除所の運営

病害虫の種類、発生時期、発生量を予測する病害虫発生予察や、病害虫の診断に基づいた確かな防除方法の助言を行うことにより、効果的な病害虫防除を推進する。

ウ 農作物獣害防止対策事業

サル・シカなどの野生獣による農作物被害に効果のある被害防止対策を実施するとともに、その結果等をモニタリングし、総合的、効果的な対策を検討する。

鳥獣害対策委員会の設置、加害獣侵入防止対策、警戒システム整備、有害鳥獣捕獲支援、地域普及啓発支援事業、加害獣生息状況調査を実施する。

エ 島しょ農作物獣害防止緊急対策事業

島しょにおいて農作物に重大な被害を与えている外来野生獣の早期撲滅を図るため、計画的かつ集中的に捕獲を行う緊急対策を実施する。

オ プラムボックスウイルス（PPV）の防除対策

平成21年4月、青梅市のウメで国内で初めてPPVによる病気の発生が確認された。PPVは植物検疫上、我が国の果樹生産に重大な被害を与える特定重要病害虫のひとつである。植物防疫法に基づく緊急防除によりPPVを根絶するため、発生調査、感染樹の補償・廃棄処分及び根絶確認調査等を実施する。

(8) 農産物安全確保調査分析

都内産農産物の安全・安心を確保するため、新作型、新品種などにおける農作物への農薬残留調査分析を行い、生産現場の指導に反映する。

(9) 農薬適正指導強化事業

農薬の安全使用を推進するため、農薬販売者に対する届出指導、立入検査及び農薬管理指導士の認定等を行う。また、農薬の適正使用による安全・安心な農作物の生産振興のため、農薬登録の拡大、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進を行う。

(10) 環境と調和した農業の推進

ア 東京都エコ農産物の生産支援

環境保全型農業の普及・啓発を図るため、環境保全型農業に関する講習会、視察研修会、消費者交流会を実施し、東京都エコ農産物の生産支援に資する。

イ 東京都エコ農産物認証制度

土づくりの技術、化学肥料削減の技術及び化学合成農薬削減の技術を導入し、都の慣行基準から化学合成農薬や化学肥料を25%、50%及び100%削減して作った農産物を認証する。これにより、都は、環境にやさしく安全で安心な農産物の栽培の普及を進める。

(11) 農林水産物認証取得支援事業（農業）

東京2020大会における食材等の調達方針として、持続可能性に配慮した調達コードが決定された。

そこで、東京2020大会での都内産農産物の提供に向け、調達コードに定められた認証等の取得対象者へ取得に要する費用を支援する。

(12) 東京都GAP推進事業

より多くの農業者がGAPに取り組めるよう、東京農業の特性を反映した「東京都GAP」の認証取得を推進し、持続可能な東京農業の実現と、東京2020大会への農産物提供を目指す。

(13) GAP認証農産物普及促進事業

より多くの農業者が「東京都GAP認証」に取り組み、認証農産物の流通が促進されるよう、認証の取得や維持に向けた環境整備について支援を行う。

(14) 畜産振興総合対策

都市に適した畜産業の推進のため、家畜の生産性向上、畜産環境対策、品質の良い畜産物の提供、牛乳・乳製品の需給調整、肉畜の安定生産・流通体制の確立等を図る。また、生産・流通・消費の有機的な結び付きの強化を図る。

ア 畜産活性化総合対策

畜産振興対策の総合的な推進と円滑・適正な執行を図るための指導監督、畜産基本調査、事業啓発等を行う。また、家畜排せつ物法に適応した家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進など、資源循環型で環境に調和した畜産を確立する。

イ 畜産物価格安定対策

牛乳及び肉用牛価格の安定を図るため、加工原料乳補給金制度及び肉用子牛補給金制度等への運営支援、並びに肉用子牛基金造成に対して助成を行い、酪農及び肉用牛生産者の経営安定に資する。

ウ 高品質畜産物普及定着事業

家畜の能力検定と新技術の活用により、優良家畜の確保・生産段階での安全確保をすすめ消費者に安全・安心で高品質の畜産物を提供する。また、東京都の銘柄畜産物の生産普及を支援する。

エ 家畜流通円滑化支援事業

都内畜産農家は、八王子食肉処理場が利用できなくなったことで、他県の食肉処理場への出荷及び出荷できなくなる家畜を処分するための負担が増加する。そこで、家畜の運搬経費と化製処理に要する経費を助成し、畜産経営の安定を図る。

オ 畜産経営基盤強化支援事業

繁殖検診による乳牛生産性の向上、酪農ヘルパー制度による省力化の推進、リース事業を活用した機械施設導入促進による生産性向上・省力化推進・家畜排せつ物の適切な処理の実施及び第三者認証取得支援体制整備を推進することにより畜産経営の継続性を確保する。

カ TOKYO Xブランド強化支援

既存農家に対する指導や新規生産者獲得活動などの生産基盤強化対策を実施すると共に、第三者機関である公益社団法人日本食肉格付協会による格付を新たに導入し、肉質に対する更なる信頼性向上を推進し、トウキョウ Xが東京都産食材の一角を担う重要なパーツとなるためのブランド力強化を目指す。

(15) 青梅畜産センター等運営補助

ア 青梅畜産センター事業

青梅畜産センターで実施するトウキョウ X、東京しゃも、東京うこっけいなどの系統維持及び配付事業を支援し、都民に安全・安心な銘柄畜産物を供給するとともに農家経営の安定を図る。

イ 堆肥センター事業

堆肥センターは、青梅畜産センター等の家畜排せつ物等を利用して優良堆肥を製造し、農家等に配布している。このセンターの事業を支援し、環境と調和した農業と有機農業の推進を図る。

ウ 青梅畜産センター等施設管理

青梅畜産センター事業及び堆肥センター事業を実施するために、施設管理費を補助することにより、当該事業の円滑な実施を確保する。

(16) 動物薬事・獣医事取締指導

ア 動物用医薬品取締指導

動物用医薬品等の製造・製造販売・販売業者の取締指導等により動物用医薬品等の適正流通及び品質の確保、使用を図る。

イ 獣医師等の指導監督

獣医師及び飼育動物診療施設に対し適切な指導を行い、獣医師の育成と獣医療の向上を図る。

(17) 家畜衛生対策（危機管理体制整備対策）

家畜の伝染性疾病発生時に備えた対策の一環として、事前対応型の防疫体制及び監視体制の整備を図る。また、慢性伝染病の摘発、清浄化の推進、動物由来感染症等の防除を行う。

ア 事前対応型防疫体制整備：家畜伝染病防疫対応強化、人獣共通感染症対策

イ 地域防疫清浄化対策：地域防疫清浄化推進、診断予防技術向上対策、生産農場清浄化対策、ワクチン接種の推進

ウ 畜産物安全性確保対策：動物由来感染症（O-157、サルモネラ）監視体制整備、抗菌性薬剤残留調査

エ 牛海綿状脳症（BSE）対策：BSE対策推進、BSE検査体制強化、飼料適正使用推進

オ 飼養衛生管理強化：飼養衛生管理基準の普及、飼養衛生管理強化

(18) 家畜保健衛生所の運営

ア 家畜衛生等

(ア) 家畜衛生技術指導事業

家畜飼養者に対し、家畜衛生技術の普及啓発、各種疾病等による家畜の損耗防止及び生産性の向上を図り、家畜衛生の向上と経営の安定に資する。

(イ) 家畜防疫

家畜伝染病予防法に基づき、発生予防及びまん延防止のための検査、調査等を行う。

(ウ) 病性鑑定

家畜の各種疾病等の診断、原因究明のための専門検査の実施により、迅速かつ適切なまん延防止、生産阻害疾病の防除等を図る。

(エ) 肥飼料検査等

肥料の登録及び肥料・飼料の届出の受理、成分分析、製造業者・販売業者への立ち入り検査、指導等を行う。

イ 管理運営及び施設整備等

(ア) 本所（立川市）

(イ) 肥飼料検査センター（立川市）

(ウ) 大島・三宅・八丈支所

(エ) 青梅施設

4 農業経営の安定（農業振興課・調整課）

(1) 地域特産化の推進（農業振興地域、振興山村・過疎・離島・特定農山村地域等）

ア 経営構造対策

地域農業の再編と活力ある農村社会を築き上げるため、地域における独創的、自発的な取り組みを支援し、土地基盤の整備、近代化施設、都市農村交流施設等の導入を行い、農業の担い手の育成を図る。

(ア) 構想策定：該当なし

(イ) 施設整備：該当なし

イ 地域振興プロジェクトの推進

離農や担い手不足により、地域の活力が低下している農業振興地域や、山村・島しょ地域の活性化を図るため、地域の特産品を使った加工品の開発や新たな都市農村交流の推進、6次産業化の取組等、中核的な担い手で構成される生産者団体等の自発的な取組をまとめた地域振興のための計画の策定を支援し、農地の活用及び地場産業の育成を図る。

ウ 山村振興等特別対策

(ア) 山村振興等特別対策

地域特性を活かした農林漁業の振興と関連地場産業の育成、都市との交流促進等による就業機会の確保を図るとともに、高齢者対策の推進と地域社会の環境整備を実施し、農村地域の総合的定住条件の整備を図る。

(令和元年度 該当なし)

(イ) 山村・離島振興施設整備

山村や離島での基幹作物の生産振興に必要な施設等を整備し、農業経営の近代化を図り、農家の生活安定と中山間地域経済の活性化を図る。

(a) 奥多摩町：運搬施設（モノレール）、ワサビ育苗ハウス

(b) 大島町：耐風強化型ハウス、パイプハウス

(c) 利島村：椿油充填室建屋、充填機、椿育苗ハウス

(d) 新島村：農業用機械、出荷調整機械、アシタバ育苗ハウス等

(e) 神津島村：耐風強化型ハウス

(f) 三宅村：農産物直売所・研修施設、耐風強化型ハウス

(g) 御蔵島村：運搬施設整備（モノレール）

(h) 八丈町：研修センター農作業場等基本・実施設計、ロベネットハウス等

(i) 青ヶ島村：耐風強化型ハウス、ロベネットハウス

(j) 小笠原村：農産物集出荷施設基本設計

(2) 都市農業活性化支援事業

都市的地域（生産緑地を中心とする市街化区域及び周辺区域）において、認定農業者等の高い営農意欲を有する農業者に対し、施設整備等への支援を行い、都市農業の活性化を図る。

ア 補助事業（ハード事業）

対象者：「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者（認定農業者等）

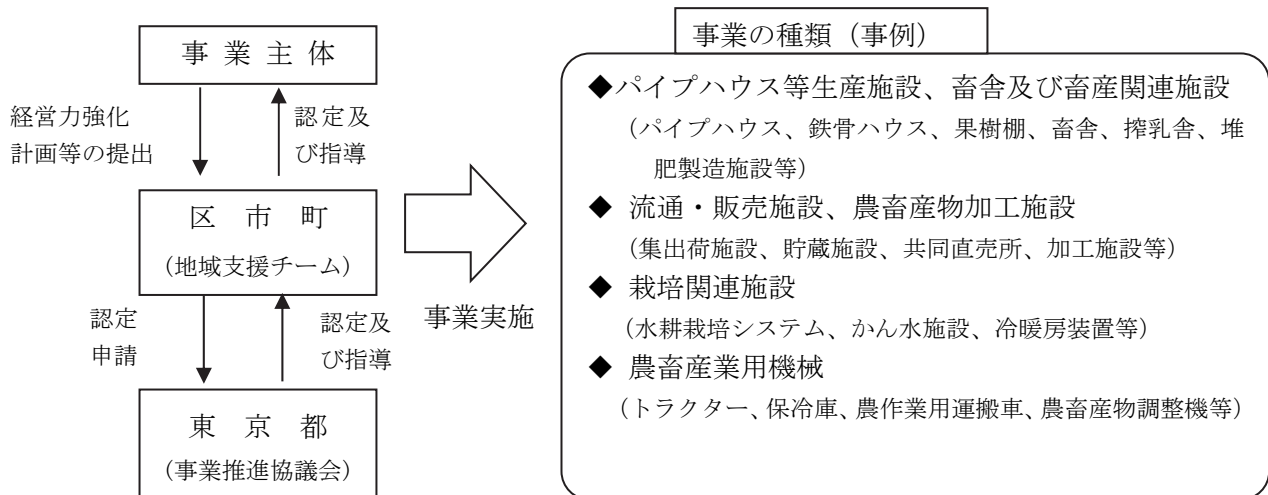
対象地域：「都市的地域」（生産緑地を中心とした市街化区域及びその周辺）

実施主体：区市町、JA、農業経営を行う法人、3戸以上の農家で構成する営農集団等、特認経営体（特に認める3戸未満の経営体）

事業費：補助率は1/2以内。ケースにより2/3以内

イ 都推進指導費（ソフト事業）

都推進協議会と区市町ごとに設置される地域支援チームにより、事業実施主体等に対して、事業導入に向けた支援及び事業導入後のフォローアップなどを行う。



(3) チャレンジ農業支援事業

(公財) 東京都農林水産振興財団にチャレンジ農業支援センターを設置し、経営改善に意欲ある農業者とそのグループ、団体に対して、課題解決のための専門家派遣や農業経営の多角化・改善に向けた新たな取組に必要な経費の一部を助成することにより支援を行い、東京の強みを活かした魅力ある農業経営の展開を図り、東京農業の産業力を強化する。

ア 専門家の派遣

(ア) 相談業務

農業者が抱える問題について、窓口又は訪問による相談業務を行うとともに、専門家を交えた問題点の整理を行う。

(イ) 派遣専門家の登録・派遣

経営コンサルタント、デザイナー、食品加工業関係者などの専門家を登録し、相談内容に応じた専門家の選択及び派遣を行うことで、課題解決を図る。

(ウ) 啓発事業

講演会の開催や成果事例集の作成を行い、収益性の高い新しい農業経営に転換しようとする農業者の取組を更に促進する。

イ 助成事業の実施

(ア) 内容

農業経営の多角化・改善に向けた新たな取組に必要な経費の一部を助成

(イ) 事業実施主体

チャレンジ農業支援センターの専門家派遣を受けた、農業者(就農が確実な者も含む)、農業者が構成するグループや団体、その他知事が認めたもの

(ウ) 事業費

500～5,000 千円以内

(エ) 補助率

1 / 2 以内

(オ) 対象事業

都内産農産物の販売促進、商品開発等

- (カ) 審査会の開催
- (4) 東京農業の支え手育成支援事業
都内農地の遊休化・低利用化を防止するため、広域ボランティアを育成・活用して農地の保全・利活用の促進を図る。
- (5) 農業次世代人材投資事業
新規就農者の育成確保を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対して、農業次世代人材投資資金を交付する。
- (6) 新規就農者育成事業
新たに農業への参入を希望する者が就農に必要な農業技術等を体系的に習得するための研修農場を開設し、都内での就農を促進する。
- (7) 新規就農者定着支援事業
市町村が就農計画を認めた認定新規就農者等に対し、就農に必要な施設整備費等を補助するとともに、就農後に安定した収入を得るための販路獲得に向けた支援を行い、新規就農者の都内定着を図る。
- (8) 農地の創出・再生支援事業
市街化区域において、農家所有の宅地等を農地に転換する際、建物の基礎部分や駐車場の舗装盤の撤去、栽培に適した土の搬入など、農地として整備するための取組への支援を行い、新たな農地の創出を図る（創出支援）。
補助率：1／2以内、補助上限額：5,000千円／10a
都市計画区域外及び市街化調整区域並びに島しょ地域において、農業者等が遊休農地を積極的に引き受けて農地を再生利用し、規模拡大や新規就農を図る取組を支援し、農地の有効利用を図る（再生支援）。
補助率：1／2以内（認定新規就農者2／3以内）
補助上限額：400千円／10a（認定新規就農者530千円／10a）
- (9) 野菜供給確保対策
市場価格低落等の価格差を補填し、野菜生産の出荷安定と農家経営の安定を図る。
ア 対象品目：8品目（こまつな、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、カリフラワー、ブロッコリー、にんじん、アシタバ）
イ 補填基準：市場平均価格の8／10又は9／10
ウ 実施主体：（公財）東京都農林水産振興財団
- (10) 農園芸総合奨励等
ア 園芸奨励指導
園芸関係の情報の収集と提供及び農業経営の安定と生産流通改善に関する指導・並びに東京農業のPR等を行う。
イ 経営所得安定対策等の推進
農業経営の安定と食料の安定供給を図るために、国内と国外の生産条件の格差から生ずる不利益を補正するための交付金と、農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する。

(11) 花と緑の夏プロジェクト

東京 2020 大会開催に向け、東京産花きの利用促進を図るため、都内産花きを用いた装飾展示等を実施し、来客者等を「おもてなし」する機運づくりを推進するイベント等を通じて東京産花きをPRする。また、東京 2020 大会に向けて国内外の人々を迎えて、スポーツや健康増進、交流等が行われる都の関連施設へ優良な花苗を供給し東京産花きの利用促進を図る。東京産の花と植木が夏場に効果的に活用できるよう現地実証を用いて課題整理、PRを行う。

東京都を訪れる国内外からの旅行者への花きによる「おもてなし」機運づくりを行う。

ア 花きでの「おもてなし」機運醸成事業（委託）

イ 夏に強い花苗生産供給事業（委託）

(12) 都オリジナル品種普及対策事業

東京都農林総合研究センター等では、消費者ニーズや地域の特性を踏まえた新品種の開発に取り組み、特色あるオリジナル品種を作出している。

作出されたオリジナル品種を生産現場に速やか普及し、生産を軌道に乗せ、農業経営に貢献する作目に育成し、東京ブランドの確立を推進する。

ア 都オリジナル品種のブランド化検討会（直営・委託）

都オリジナル品種のブランド化に向けた課題整理、中長期スケジュール、PR 戦略

（ロゴ、キャッチフレーズ、キャッチコピー、袋、箱等の検討）

毎年度検討会でブランド化手法等の改善を行い、継続したブランド化を推進する。

イ 都オリジナル品種の実証（委託）

生産者レベルにおける新品種の現地実証試験・試験出荷を行い、開発品種の商品性を確認する。

ウ 都オリジナル品種ブランド化PR（委託）

各品種について包装資材やPR ツール等を作成し、積極的なPR を推進することで、生産者・消費者・事業者への都オリジナル品種の周知を図る。

例：東京ゴールド（キウイ）・東京小町（ワケネギ）・東京おひさまベリー（イチゴ）等

(13) 江戸東京野菜生産流通拡大事業

古くから続く江戸東京野菜の栽培技術を継承し、一定の販売量を確保することにより知名度を高め、生産流通の拡大を図る。併せて、江戸東京野菜を一つのシンボルとして、広く国内外に発信し、都内産野菜のイメージアップにつなげる。

ア 江戸東京野菜の普及推進体制の整備

J A 東京中央会に生産振興、普及促進を統括する「江戸東京野菜普及推進室」を設置

イ 農業者向けの生産支援（補助）

江戸東京野菜の作付を奨励し、一定の生産量を確保するため、江戸東京野菜を生産する農業者に生産支援金を支給

ウ 江戸東京野菜の販路開拓・流通改善支援（委託）

江戸東京野菜を事業者等へPR するための販売促進イベントの開催、卸・仲卸業者等を活用した飲食店事業者等へのPR など

エ 江戸東京野菜のブランド普及対策（一部委託）

ブランドを発信するためのPR用ロゴ、シンボルマーク、パンフレット、PR動画等の作成、江戸東京野菜を中心に都内産食材を都民に広く周知するため、PRイベントの実施
オ 江戸東京野菜の主要品目の生産技術向上対策（委託）

江戸東京野菜の生産拡大を図るため、農総研で主要5品目の安定生産に向けた栽培指針を作成

品目：寺島ナス、馬込半白キュウリ、馬込三寸ニンジン、亀戸ダイコン、
ごせき晩生コマツナ

(14) 農業改良普及指導等

ア 農業改良普及指導

- (ア) 農業技術及び農家経営等の改善を図るために普及指導を実施し、能率的農法の開発や、農業生産の増大を指導するとともに、農家経営の安定化に資する。
- (イ) 普及事業の成果を発表するとともに、関係機関・団体との連携を強化するため、普及事業フォーラムを開催する。
- (ウ) 的確な普及活動を実施するため、体系的に研修を実施し、普及職員の資質向上を図る。

イ 農業改良特別指導

- (ア) 農業経営の安定・発展を図るため、女性農業者の社会参画及び経営参画促進を図る。
- (イ) 企業的な経営感覚と能力を有した農業経営者の育成を図る。
- (ウ) 技術職員が常駐していない離島に対する技術指導や新技術の積極的な導入を図る。

(15) 農協指導

ア 農協・漁協検査及び指導

農林水産業協同組合の健全な運営の確保と組合員等の保護を図るため、農協等に対し、組織、財務、事業等の経営全般に関する指導及び検査を行う。

- (ア) 総合農協：14(区部 4、多摩 10)
- (イ) 専門農協：7(多摩 3、島しょ 4)
- (ウ) 農事組合法人：12(多摩 6、島しょ 6)
- (エ) 連合会等：6(都中央会、都信連、全農都本部、全共連都本部、都厚生連、都基金協会)

イ 農業者年金等監査指導

農業者年金制度の健全な運営に資するため、有事の際に独立行政法人農業者年金基金が業務を委託している区市町村の農業委員会及び農業協同組合に対し、監査指導等を実施する。

(16) 農協経営改善対策

東京都農業協同組合中央会が、特別指導組合の経営改善指導等の目的で設置する特別対策指導員の設置補助を行う。

(17) 農業共済団体

農業共済組合が行う業務に必要な経費を補助するとともに、指導及び検査を行う。

ア 農業共済団体補助

農業者が不慮の災害によって受ける損失を補てんして、農家経営の安定を図ることを目的に農業共済事業を行う団体に対して、事業費等を補助する。

- イ 農業共済団体指導
農業共済事業の効率化や組織運営の適正化を図るため、法令に基づく検査、指導等を行う。
- (18) 農業後継者育成対策
- ア 農業後継者育成対策
次代の東京農業を担う優れた農業後継者を確保・育成する。
・フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー、定年等就農者セミナー等
- イ 青年農業者確保育成対策
次代の東京農業を担う優れた農業後継者や、他産業から転職した新規就農者を確保・育成する。
・就農計画策定支援、就農支援活動や就農相談活動、就農支援資金の貸付金管理等の実施
- ウ 女性・青年農業者育成対策
女性農業者や農業後継者、農外から就農を目指す者を、経営感覚に優れた安定的な農業経営の担い手として確保、育成する。
・東京都指導農業士の認定及び研修の実施、若手女性等を対象としたPR、女性新規参入者の組織化及び活動支援
- (19) 東京農業先進技術活用プロジェクト
東京農業イノベーションプロジェクト(平成26～29年度)により、東京都農林総合研究センターで開発した「東京型統合環境制御生産システム」を普及拡大するため、新たにICTを活用した施設管理の省力化技術の開発及び経営モデルの拡充を行う。また、先進技術の導入を目指す農業者との連携や、当該システムを導入した現地の実証施設における導入効果を検証し、農業者の声をフィードバックすることで、東京型経営モデルの確立とシステムの迅速な普及定着を図る。
- (20) プラムポックスウイルス緊急防除区域の農業復興対策
植物防疫法に基づき、プラムポックスウイルス(PPV)緊急防除区域に指定された地域において、感染樹の伐採・抜根が行われた農地の再整備とウメの早期成園化技術の実証試験・導入を行い、農地の遊休化防止とウメの里の早期復活を図る。
- ア 感染樹等伐採・抜根後の農地基盤整備事業
PPV感染樹の伐採・抜根後の農地について、直ちに農作物の作付(PPV緊急防除区域解除前はウメ以外の農作物)が可能となるよう、区市町が農地の基盤整備を行う場合に必要な経費を補助し、地域農業の復興と農地の遊休化防止を図る。
- イ ウメの早期成園化技術の導入事業
東京都農林総合研究センターにおいて、PPV緊急防除区域解除後にウメを植栽した場合に、できるだけ早期に収穫が可能となる早期成園化技術の試験・検証を行うとともに、試験ほ場を実証展示ほ場として活用する。
また、確立した技術については、PPV緊急防除区域が解除された地域に順次導入を図っていく。
- (21) 農業金融
- ア 農業近代化資金利子補給

- (ア) 資金の種類 施設資金、果樹等植栽育成資金他
 - (イ) 対象者 農業者、農協等
 - (ウ) 予算枠 5億9,400万円
 - (エ) 貸付限度額 個人1,800万円 法人等2億円
 - (オ) 償還期間 最長17年
 - (カ) 利子補給率 1.3%（平成31年4月現在、例外あり）
- イ 経営体育成総合資金利子補給（助成）（貸付主体は日本政策金融公庫等）
- (ア) 資金の種類 ①農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
②農業経営改善促進資金（スーパーS資金）
 - (イ) 対象者 農業者、農協等
 - (ウ) 予算枠 ①2億円 ②3百万円
 - (エ) 貸付限度額 ①個人3億円 法人10億円
②個人3百万円 法人3百万円
 - (オ) 償還期間 ①25年 ②1年
 - (カ) 利子補給率 ①当初5年0.16% ②1.1%（いずれも平成31年4月現在）
- ウ 農業改良資金・就農支援資金

農業改良資金は、平成22年の制度改正により、貸付主体は日本政策金融公庫となり、都は貸付の条件となる農業改良措置（新作物分野及び加工分野への進出、新技術導入等の取組）の認定等を実施する。

就農支援資金は、平成26年度の制度改正後は日本政策金融公庫が貸付主体となる青年等就農支援資金に移行し、廃止された。都では、旧制度下で貸し付けた資金の債権管理を行う。

エ 農業金融指導事務

農業近代化資金をはじめとする農業に係る制度資金の円滑な運用を図ることを目的とした各種調査・審査・承認等の事務のほか、日本政策金融公庫からの委嘱を受けて行った融通の際の事前・事後調査を実施する。

5 農林総合研究センターの運営等（調整課・島しょ農林水産総合センター）

(1) 農林水産試験研究総合推進

農林水産業の振興と都市の良好な生活環境の保全に積極的に貢献していくため、都民や農林漁業者・食品企業等のニーズを的確に捉えた試験研究を推進する。

ア 農林水産食品技術試験研究外部評価委員会の開催

学識経験者を委員とする試験研究外部評価委員会を開催し、専門的な見地から、試験研究に対する評価及び指導・助言を受ける。

イ 研究成果合同発表会

試験研究機関等が実施した研究等の成果を、わかりやすく都民に提供することで、都民が農林水産業に対する理解を深める一助とする。

(2) 農林総合研究センターの運営

ア 試験研究 51テーマ

イ 管理運営及び施設整備等

(ア) 立川庁舎〔立川市〕

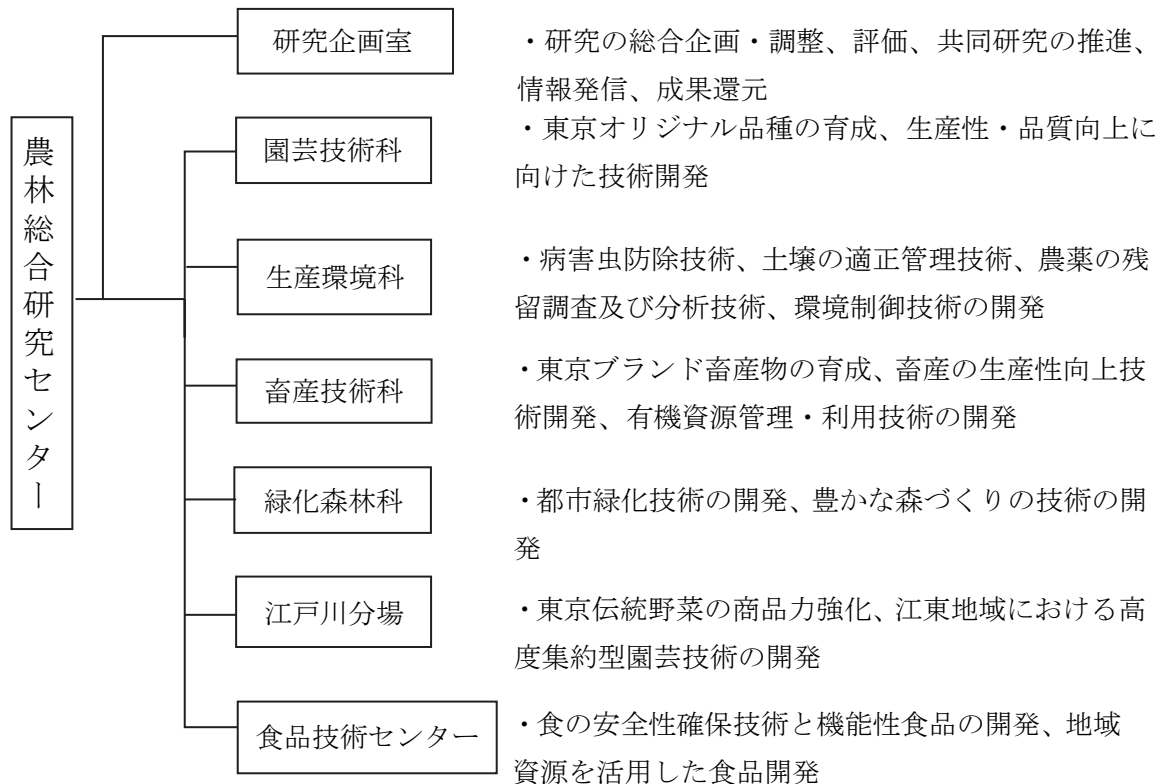
(イ) 青梅庁舎〔青梅市〕

(ウ) 江戸川分場〔江戸川区〕

(エ) 食品技術センター〔千代田区〕 ※管理運営等は、指定管理者である（公財）東京都農林水産振興財団に委託

(オ) 日の出試験林〔日の出町〕

(カ) 日原試験林〔奥多摩町〕



(3) 農林水産振興財団の運営

農林水産業の担い手となる後継者の確保育成や農林水産業の振興、森林の保全整備及び緑化推進事業等行政を補完し、弾力的かつ機動的な施策展開を行うために設立された（公財）東京都農林水産振興財団の管理運営に必要な経費を補助する。

(4) 島しょ農林水産総合センターの運営

ア 試験研究 6テーマ

イ 管理運営及び施設整備等 各事業所〔大島・三宅島・八丈島〕

6 緑化推進（農業振興課）

(1) 苗木の生産供給

東京を緑豊かな都市とするため、公共事業や公共施設などの緑化を推進するとともに、緑化用の苗木の生産を行うことで、市街化区域内における農地の保全を図る。また、「緑施策の新展開」等に基づき、都の環境関連施策に対応した供給を行う。

ア 苗木の育成：76.2万本(26～30年度購入分)

イ 苗木の配布：28万本(25～29年度購入分)

7 農林災害復旧（農業振興課）

(1) 農地災害復旧等

田、畑、農道、灌漑施設等を対象として、台風、地震などによる被害を復旧する。あわせて災害の発生を未然に防止する。

ア 農地及び農業用施設災害復旧

イ 農地防災：農業用河川工作物応急対策事業他（日の出町・日野市）

：ため池等整備（あきる野市、大島町、八丈町）

8 小笠原振興（農業振興課・食料安全課・調整課）

(1) 小笠原農業基盤整備

農道・灌漑施設などの農業基盤施設を整備し、父島・母島の農業振興を図る。

令和元年度は、灌漑施設整備として農業用水槽交換工事を、父島・母島で実施する。

(2) 小笠原農業生産流通対策

台風等による農作物被害を軽減するとともに、農作物の生産性向上と高品質化を図るため、農業協同組合の施設整備を行う。

令和元年度は、耐風強化型ハウス6棟を母島に建設する。

(3) 硫黄島旧島民定住促進対策

母島蝙蝠谷地区において農業生産基盤を整備（平成3年度～8年度）し、硫黄島及び北硫黄島旧島民の営農による定住（移住）を促進してきたが、旧島民による生産組合の解散により、平成29年度を持って営農による定住支援は終了した。今後は、整備した土地を小笠原の農業振興として有効活用するため、過去に整備した施設等の整理を行っていく。

(4) 植物防疫

植物防疫法に基づく指定害虫の防除、特に被害の大きいアフリカマイマイの総合的な防除法の確立及び、根絶を達成したミカンコミバエの再侵入防止のための警戒調査を実施する。

(5) 亜熱帯農業センター・営農研修所の運営（総務局所管）

ア 亜熱帯農業センター

(ア) 試験研究 6テーマ

(イ) 管理運営及び施設整備等

イ 営農研修所

(ア) 研修会(基礎・ほ場)、巡回指導、営農指導

(イ) 管理運営及び施設整備等

9 産業労働施設整備

(1) 家畜保健衛生所施設整備

家畜保健衛生所は、家畜伝染病の防疫対策や家畜衛生に関する指導などを行っている施設

である。

東京2020大会の開催を控え、海外からの家畜伝染病の侵入リスクは高まっている。そこで、家畜伝染病が都内で発生した場合に、迅速な初動体制を確保し、より安全性の高い設備を導入するため、新たに施設の整備を行う。

(2) 青梅畜産センター施設整備

東京ブランド畜産物の種畜の供給拠点である青梅畜産センターの施設を改修し、将来にわたる畜産物の安定供給と畜産経営の安定化を図るとともに、都民の食に対する興味・関心をより一層促していくため、家畜とのふれあい体験等が行える食育機能も充実させていく。

第2 林業の振興

森林計画の策定や森林づくりの推進、森林産業の育成等に向けた施策及び農林水産業者・一般都民に対する各種情報提供や、調査研究等を実施する。

1 森林計画及び情報提供等（森林課）

(1) 森林計画の策定等

ア 森林計画

木材等林産物の安定供給と森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、市町村が定める市町村森林整備計画の規範となる森林整備の方向を明らかにする。

イ 森林審議会

地域森林計画の樹立、林地開発許可、保安林解除等の案件を審議する。

(2) 森林情報基盤整備

航空レーザー測量を実施し、地形と樹木等の状況を三次元的に解析することにより、正確な森林情報を整備する。加えて、それらの情報と土地の登記情報などを合わせて林地台帳として整備し、林業事業者が必要とする情報を得られるシステムを構築していく。また、森林及び地形情報を森林整備、造林、治山、林道等の各事業の効果的な実施のために活用する。

(3) 森林事務所の運営

森林事務所の管理運営及び建物維持管理を行う。

2 森林づくりの推進（森林課）

(1) 造林対策

ア 造林対策

森林資源の造成及び森林の持つ公益的な機能の確保のため、人工造林、保育等に対する補助を実施する。

イ 間伐対策

間伐、森林作業道整備、間伐材搬出に対する補助を実施する。

区 分		補助対象面積	実施主体
造 林 事 業	人 工 造 林	3.68ha	森林所有者
	保 育 等	70.80ha	森林組合
間 伐 事 業	間 伐	480.00ha	市町村 等
	計	554.48ha	

ウ 都行造林管理

都行造林の保育及び管理を行う。

エ 高品質木材のための保育管理

節が少ない等の高品質な木材を生産していくため、きめ細やかな森林の保育管理に対する補助を実施する。

(2) 森林資源を活用した魅力創出事業

多摩地域の森林の魅力をさらに引き出すため、良好な景観の支障となっている立木を伐採し、園地整備を行い、森林の恩恵を受けられるよう環境を整えるとともに、地域の活性化を促進する。

(3) 分収林事業の推進

森林の土地所有者と（公財）東京都農林水産振興財団の2者又はこれに育林費用負担者（森のオーナー）を加えた3者が共同で育林し、伐採収益を一定の割合で分収する分収林の保育及び管理を行う。

(4) 保安林管理

保安林及び都有林の適切な管理等を行うことにより、それぞれの森林が持つ機能の強化を図る。

ア 保安林管理：保安林の指定、解除、指定施業要件の変更、標識の設置、伐採許可、台帳の整備等

イ 都有林管理：林内歩道改修、境界刈払、標柱整備等

ウ 保安林整備：標識設置、森林保育整備、歩道改修、境界刈払等

(5) 種苗確保等

林業種苗法に基づき優良な種苗の供給を確保するため、採種園等の維持管理を行う。また、花粉対策への対応を進めるため、花粉の少ないスギ・ヒノキの採種園の整備、種子採取及び1年目の幼苗生産費の助成等を行う。

(6) 森林循環促進事業

スギ花粉発生源対策として平成18年度から主伐事業を実施した結果、停滞していた森林の循環が再び動き出し、多摩産材の供給量が増加した。しかし、木材価格の低迷に加え、事業スキームが人件費高騰等の社会情勢の変化に適応しなくなってきた。

このため、スギ花粉発生源対策事業を再構築し、平成27年度から10年間の事業として、主伐事業に加え、都民ボランティアの活用など、総合的に森林循環を進め、引き続き花粉削減と多摩産材の安定供給を図る。

ア 主伐等（樹種更新）：花粉の少ないスギ・ヒノキ等への伐採更新及び保育に加え、民間の主伐実施促進のため、伐採された木材の運搬経費を補助する。

イ とうきょう林業サポート隊：都民ボランティアとの協働による森づくりの場として、主伐事業地を活用し、将来の林業担い手の育成・確保に繋げる。

(7) 低コスト森林施業の推進

コンテナ苗の導入が低コスト林業に寄与することから、調査を継続し分析・検討を行う。また、搬出間伐施業の低コスト化を目的とした小型車両の普及を進める。

(8) 林道事業

森林資源の高度利用を促進し、林業経営の安定及び適切な森林管理を行うために林道を開設する。また、既設林道の機能向上と交通の安全を確保するため林道の改良を行う。

ア 林道開設：5路線

イ 林道改良：15路線

- ウ 林道維持管理：85路線
 - エ 林道高規格化：4路線
 - オ 林道整備促進事業：5路線
- (9) 治山事業
- 山地荒廃の復旧・予防、水源かん養、森林環境の整備を行い、国土の保全を図る。
- ア 公共治山：4箇所
 - イ 都単治山：10箇所
 - ウ 治山調査委託事業：全体計画調査、測量、設計
 - エ 治山施設機能保全：施設調査
- (10) 森林経営効率化促進事業
- ア 森林経営効率化支援

森林経営計画の作成目標に向けて、森林所有者への説明会開催、境界明確化等の現地調査及び確認・測量の経費について補助を行う。
 - イ 森林作業道整備促進

通常の作業道規格では機能を果たせない箇所の施設整備に係る経費について、補助を行う。
- (11) シカ害防止対策
- 東京都第2種シカ管理計画に基づきニホンジカの管理捕獲を実施している。

【実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
シカ捕獲	423頭 (内一般狩猟192頭)	498頭 (内一般狩猟204頭)	503頭 (内一般狩猟221頭)

3 森林産業の育成（森林課・調整課）

- (1) 林業普及指導
- 地域林業の振興を推進するため、林業に関する技術及び知識の普及指導、林業後継者の育成を行う。また、森林の公益的機能・林業の社会的役割の重要性について、都民にPRする。
- (2) 木材利用対策
- 環境保全と経済発展を調和させた「持続可能な森林経営」の実現に向けて、木材産業を育成強化し、木材需要の拡大を図る。また、木材利用の拡大について、一般消費者に普及啓発を行うとともに、木材安定供給に向けた体制を整備し、木材需要の拡大を図る。
- ア 木材需給対策情報事業

木製材業に従事し、その発展に寄与した模範従業員の表彰等により、勤労意欲の向上並びに後継者の育成を図るとともに、業界の健全な発展に資する。
 - イ 木材利用普及啓発強化推進事業

木や木造住宅の良さ、木材の重要性を広く都民にPRし、森林資源に対する正しい理解を求めるとともに、木材需要の拡大を図る。
 - ウ 森林資源のエネルギー利用の推進

森林に由来するバイオマス資源のさらなる有効活用を図るために必要な調査・情報収集を行う。

(3) 多摩産材の利用拡大

都民共通のかけがえのない財産である多摩の森林の循環に資するため、多摩産材の利用拡大を推進し、多摩の林業・木材産業の活性化を図るとともに、木の良さや木を使う意義を継続的に普及PRする。

ア 多摩産材の公共利用の促進

組織委員会が整備する選手村ビレッジプラザに多摩産材を提供し、オリパラ関連施設での確実な利用を図るとともに、レガシーとして残る後利用により多摩産材のPRにつなげていく。

イ 多摩産材の民間利用の促進

(ア) 多摩産材利用啓発推進事業

多摩産材を使った家づくりを普及啓発するための活動経費を支援

(イ) 森林吸収源機能評価

とうきょう森づくり貢献認証制度に基づき、森林や木材の二酸化炭素吸収量等を評価・認証し「見える化」することによって、都民や企業等に対して、木材利用と森林整備への参加を喚起・促進する。

・森林整備による二酸化炭素の吸収量を認証

・木材利用による二酸化炭素の固定量を認証

(ウ) にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

商業施設等のPR効果が高い施設への多摩産材利用の推進

(エ) 木の香る多摩産材住宅普及事業

住宅展示場に多摩産材モデルハウスを設置し、住宅への利用拡大とPRを推進

ウ 多摩産材の供給体制整備

(ア) 多摩産材情報センターの運営

多摩産材の情報を一元化し、供給者と利用者をコーディネートする組織の運営

(4) 木の街並み創出事業

外壁や外構に木材を用いることで大消費地である東京において木の良さや木を使うことの大切さを継続的に普及PRし、多摩産材をはじめとする国産木材の利用拡大を図るとともに、森林整備の促進につなげていく。

(5) 木育活動の推進

東京の多くの地域では、森林・林業を身近に感じる機会が少ないうえに、日常で木材と接する機会が少ない。そこで、次世代を担う子供たちを中心に木育事業を実施し、森林や多摩産材への理解を深め、森づくりに対する意識の醸成を図る。

ア 木育推進事業

(ア) 木育体験プログラム

実際の現場で東京の森林・林業や多摩産材の素材生産から木材利用までを学びながら体験できるプログラムを実施

- (イ) 多摩産材利用体験プログラム
 - 都内小学生を対象に多摩産材を使った木工・工作コンクールの実施や都内の学校に対し、授業等で使用する副教材として多摩産材を提供
- イ 木育活動支援事業
 - (ア) 情報提供支援
 - 東京の森林・林業について学ぶことができるインターネット教材の提供や木育関連セミナーの実施
 - (イ) 助成支援
 - 都内の保育園等が自主的に策定した計画に基づき行う各種木育活動や、内装木質化等整備の支援や多摩産材を使った木育活動を行う団体に対して出展費用等を支援
- (6) 多摩産材生産流通促進事業
 - 多摩産材ブランドを適正に管理する体制を整備するため、「東京の木多摩産材認証協議会」の運営を支援する。
 - ア 多摩産材認証流通促進事業
 - トレーサビリティの確認や多摩産材認証シールの適正な利用の管理など多摩産材認証制度の運営を支援する。
 - イ 街と森との連携強化対策事業
 - 東京の森林・林業・多摩産材に関する内容や、東京都の施策など行政情報を定期的に発信する情報誌の発行を支援する。
- (7) 林業労働力総合対策事業
 - 林業従事者の確保・育成のため、林業の労働安全衛生向上、雇用条件改善や技術者育成を総合的に推進する事業を実施する。
 - ア 林業技術者の育成研修
 - 森林整備の担い手確保対策として、新規就労者への基礎的研修から高度技術者を育成するための研修まで、レベルに応じた研修を実施する。
 - イ 林業労働力環境整備
 - 林業事業体の体質強化及び労働者の就労環境整備を図るため、指導支援、セミナーの開催、林業機械レンタル料助成、宿舍借上助成を実施する。
- (8) 農林水産物認証取得支援事業（林業）
 - 東京 2020 大会における食材等の調達方針として、持続可能性に配慮した調達コードが決定された。
 - そこで、東京 2020 大会で多摩産材が使用される環境整備の一環として、森林管理者・木材加工流通事業者への森林管理及び CoC（木材加工流通過程の管理）の認証取得等に要する費用を支援する。
- (9) 森林・林業次世代継承プロジェクト事業
 - ア 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト
 - 多摩産材と触れあえる場を創出するため、区市町村における公共施設のモデル的な内装木質化・什器導入等を支援

イ 日本各地との連携による国産材利用推進

(ア) 木材製品展示会の開催

日本各地の木材に関わる者（建材・什器メーカー、団体等）が出展し、建築関係者や行政、商社等の来場者と商談を行うほか、マッチングの場となる製品展示会を東京ビッグサイトで開催

(イ) 木材利用建築物のコンクール

国産材を活用したモデル的な都内の建築物を表彰し広く紹介することで、木材利用への機運を高める。

ウ 林業事業体のレベルアッププロジェクト

労働安全対策や経営力向上等の改善事項について、一体的に取り組む意欲のある林業事業体に対し、同事業体が作成するレベルアップ計画に基づく人材育成や機械導入等への支援を体系的に実施することで、雇用・経営基盤を確立させ、事業体のレベルアップを図る。

エ 製材業等の生産基盤向上支援事業

多摩産材の利用を一層推進していくため、生産性の向上、品質に係る技術の向上を図る必要があることから、製材業等における施設整備に係る経費を支援する。

オ 東京の森林を支える未来の担い手育成支援

全国育樹祭を契機に結成された緑の少年団について、活動の定着及び東京における森林への理解の深化や森林参加の促進等、未来の林業の担い手育成を図る。

(ア) 指導者向け研修会の実施

(イ) 少年団活動費の助成

(10) 東京の森林の将来展望実行プログラム

ア 多摩産材生産拡大支援事業

都内森林整備作業の増加に伴い林業事業体の確保を行うため、都内外の労働力の把握を行うとともに、他県事業者及び異業種からの新規参入を促進する。

イ 多様な林業経営モデル創出事業

都内林業事業体の事業量安定化と収益向上に向け、林業・木材産業等に関連する事業実施の支援を行う。

ウ シカ害造林地対策事業

増加傾向にある多摩地区のシカ被害対策と野生動物との共生を実現するため、現在実施している管理捕獲に加え、新たなシカ害造林地対策を実施する。

エ 100年の森整備事業

多摩産材の優良大径材を伝統的な技法で生産することとし、その森林施業の技法や育成方法の実証的な試験・研究を実施し、さらに、シンポジウムや林業体験イベントを開催し、多摩地域の森林の将来展望を描く契機とする。

オ 森林整備・木材利用推進アドバイザーによる自治体支援

区市町村に譲与される森林環境譲与税について、効果的に森林整備や木材利用に結びつけるための情報提供を行う。

また、林業経営の集積・集約化等を図る森林経営管理法により発生する市町村の新たな業

務に対する支援を行う。

カ 公共施設木質空間創出事業

広く都民が訪れる都内の公共施設において、多摩産材什器等を整備し、木の良さや魅力を発信し、多摩産材の認知度向上と、区市町村や民間への波及を図る。

キ 島しょ観光資源・林産物生産振興事業

伊豆諸島・小笠原諸島において、各島の魅力を引き出すため、景観の向上等に資する森林整備等を行う。また、有用広葉樹の育成を促進するための整備を行う。

(11) 林業金融

ア 林業近代化資金利子補給

- (ア) 資金の種類 林業・林産業経営資金、林業・林産業用機械・施設資金他
- (イ) 対象者 林業者、森林組合等
- (ウ) 予算枠 40 百万円（一般 34 百万円 災害 6 百万円）
- (エ) 貸付限度額 個人 6 百万円 団体 40 百万円
- (オ) 償還期間 5 年
- (カ) 利子補給率 1.3%（平成 31 年 4 月現在）

イ 木材産業等高度化推進資金貸付（間接金融制度）

- (ア) 資金の種類 林業経営高度化推進資金、構造改善合理化資金
- (イ) 対象者 林業者、森林組合等
- (ウ) 予算枠 55 百万円
- (エ) 貸付限度額 林業経営高度化推進資金 50 百万円
構造改善合理化資金 4.8 百万円
- (オ) 償還期間 1 年
- (カ) 利子補給率 1.3%（平成 31 年 4 月現在）

ウ 林業・木材産業改善資金助成会計繰出（林業木材産業改善資金）

- (ア) 資金の種類 林業・木材産業改善資金、林業就業促進資金
- (イ) 対象者 林業者、森林組合等
- (ウ) 予算枠 50 百万円
- (エ) 貸付限度額 個人 15 百万円 木材関連事業者 50 百万円
- (オ) 償還期間 改善資金 10 年以内、促進資金 20 年以内
- (カ) 利子補給率 無利子

4 農林災害復旧（森林課）

(1) 林道・治山災害復旧

台風・豪雨などにより被災した林道、治山施設、荒廃森林の復旧を行う。

ア 林道災害復旧（単）：13箇所（奥多摩 2、青梅 1、檜原 1、大島 2、利島 1、新島 1、神津島 1、三宅島 3、御蔵島 1）

イ 治山施設災害復旧：9箇所（檜原 2、奥多摩 1、青梅 1、あきる野 1、八王子 1、大島 3）

- ウ 林地荒廃復旧（公）：8箇所（奥多摩1、檜原1、日の出1、大島2、新島1、三宅島1、御蔵島1）
- エ 林地荒廃復旧（単）：16箇所（奥多摩1、檜原1、八王子1、森林事務所管内1、大島3、新島2、神津島2、大島支庁管内1、三宅島1、三宅支庁管内1、八丈支庁管内1、当年災対応箇所1）

第3 水産業の振興

水産業の振興計画の策定や漁業資源の管理、漁業生産流通基盤の整備や漁業経営の安定に向けた施策並びに農林水産業者・一般都民に対する各種情報提供や調査研究等を実施する。

1 漁業資源の管理（水産課）

(1) 漁業調整委員会の運営

漁業者を主体とする漁業調整機構の運用により、水面を総合的に利用し、漁業生産力の発展と漁業の民主化を図る。

ア 東京海区漁業調整委員会

漁場の秩序や各種の漁業調整を漁民の総意に基づいて行う目的で、都道府県に設置されている行政委員会で、知事に当該海区の区域内における漁業権の免許、許可等について意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定など、漁業に関する事項を処理する。

イ 東京都内水面漁場管理委員会

内水面における漁業生産力の発展と漁場利用の調整を図るため、遊漁規則の変更などの必要事項を、本委員会において審議する。また、うなぎ種苗の特別採捕許可方針、河川放流魚の増殖計画の策定や禁漁区などの指示を行う。

(2) 漁業調整等

東京都海面及び内水面における漁業権の免許、大中型まき網漁業など入会漁業の調整、漁業許可などとともに、漁業と親水レクリエーション（遊漁、ダイビングなど）との紛争を防止し、漁場の円滑な利用を図る。また、漁船及び遊漁船業の登録事務を行う。

ア 漁業調整対策

東京都海面及び内水面における漁業権の免許、入会漁業の調整、漁業許可等の事務を行い、漁業秩序の維持を図る。

イ 漁場利用調整対策

東京都海面及び内水面における漁業と親水レクリエーション（遊漁、ダイビングなど）との紛争を防止し、漁場の円滑な利用のための調整を行う。

ウ 漁船登録

法に基づき、漁船の登録・変更・抹消、建造許可、トン数の測度などの事務を行う。

(3) 漁業取締

漁業関連法に基づき、無許可操業、禁止区域及び禁止期間等の違反を対象に、指導船、航空機、大型船を活用し、漁業取締を実施する。また、外国漁船の取締は国の役割であり、都は国と連携し監視を行う。

(4) 資源管理の推進

資源管理法に基づくTAC（総漁獲可能量）、TAE（総漁獲努力可能量）による水産資源の管理を実施するため、計画の策定、漁協への指導、他県との調整のほか、漁業者の自主的な資源管理の取組に対する支援・指導を行い、資源管理型漁業の定着を通じて水産資源の持続・

安定的な利用を図る。

ア 国連海洋法に基づく資源管理の推進

国連海洋法条約の批准、発効に伴い、資源管理法等に基づくTAC（漁獲可能量）による資源管理を実施するため、計画の策定、漁協への指導、他県との調整、取締の強化などの体制整備を進める。

イ 自主的資源管理支援対策

国の資源管理に関する事業の見直しが行われ、平成23年度から資源管理・漁業所得補償対策が開始された。これに伴い、漁業者の自主的な資源管理の取組を一層推進し、実践の成果がより漁業経営に反映する取組とするため、従来の単一魚種を対象とした資源管理の手法に加え、新たな漁業種類又は複数の魚種を対象とした取組等を地域の漁業実態に即して展開する。

ウ 漁具による漁獲選択の可能性把握調査

クロマグロの漁獲可能量制度（TAC制度）において、採捕停止命令を確実に実施するとともに、クロマグロと同一の漁法で漁獲される魚種を対象とする漁業への影響を低減するため、漁具による漁獲選択の可能性について調査し、クロマグロを選択的に漁獲しない漁法を検討する。

エ 新たな資源管理措置導入に向けたキンメダイの生態把握

キンメダイ資源の減少に伴い、新たな管理措置を導入するため、都は科学的根拠となるキンメダイの生態把握調査を実施する。

(5) 漁場環境保全対策

ア 漁場環境改善対策

河川における廃棄物の回収処理や遊漁者への指導のほか、ウミガメの産卵場等における廃棄物の回収処理、カワウによる食害の防止対策等を行う。

イ 漁場環境監視指導

漁場環境の監視及び情報の収集を行い、被害発生時には漁業者等に対し、緊急に措置すべき事項を指導する。

ウ 貝毒安全確保対策事業

東京内湾、河川において、アサリ、シジミ等の二枚貝類を採取し、下痢性及び麻痺性貝毒の検査を実施する。

エ 魚道機能の維持改善

多摩川において、アユ等の遡上促進を図るため、魚道に魚を誘導する漁具の設置を行うとともに、堰周辺の土砂撤去や簡易魚道の設置効果の調査を行うことにより、内水面漁業の振興を図る。

オ 演習に係る漁業補償調査

自衛隊・在日米軍の演習に伴う操業規制により生じた損失を政府が補償するための基礎資料となる漁獲高・操業状況などを調査する。

(6) 栽培漁業の育成

ア 栽培漁業センターの運営等

魚貝類の放流種苗の生産・供給を行い、島しょ地域における「つくり育てる漁業」を育成し、漁業者の経営安定と都民への新鮮な魚貝類の安定的な供給を図る。

種苗の生産配布：アワビ、トコブシ、サザエ

イ 奥多摩さかな養殖センターの運営

都内河川中上流域の水産資源の増殖と冷水性魚類養殖業の振興を図るため、養殖技術の改良・普及、種苗の生産配布、魚病対策を行い、養殖業の経営安定を図る。

発眼卵、春稚魚、秋稚魚の生産配布：ニジマス、ヤマメ、奥多摩ヤマメ、イワナ

(7) 漁場の荒廃・海の異変対策

サメ等による漁業被害の軽減対策を実施し漁家経営の安定に資する。

2 漁業生産流通基盤の整備（水産課）

(1) 漁業振興施設整備

ア 島しょ漁業振興施設整備

漁業生産の向上、近代化、合理化などに必要な施設整備等を実施する。

（令和元年度計画）

(ア) 大島：つきいそ整備（大島町）

(イ) 利島：製氷施設（利島村漁協）、魚体選別機（利島村漁協）

(ウ) 新島：蓄養施設（にいじま漁協）

(エ) 神津島：燃油等補給施設設計（神津島漁協）、つきいそ（神津島村）

(オ) 三宅島：貯氷施設付帯設備（三宅島漁協）、つきいそ（三宅村）

(カ) 小笠原父島：冷凍冷蔵コンテナ（小笠原島漁協）

イ 内水面漁業振興対策

養殖マス類の生産・加工・流通基盤や釣り場等の整備等を行い、内水面漁業の振興を図る。

(2) 水産物供給基盤整備

魚礁の設置、増殖場の造成など島しょにおける漁場の開発を総合的かつ計画的に実施する。

（令和元年度計画）

ア 漁場環境管理施設（保守管理等）（都） 八丈島近海

イ 漁場造成調査（都） 効果調査委託等

(3) 漁村地域防災力強化事業

共同利用施設の状態に応じて、適切な耐震対策を支援することで、二次災害を未然に防止するとともに、発災以降の復旧・復興の拠点となる漁港機能を確保する。

（令和元年度計画）耐震化及び耐震化不適施設の解体処理

(4) 魚類等防疫対策

農林水産省の定める防疫対策ガイドラインに基づき、天然域のモニタリング調査や種苗生産施設等におけるまん延防止対策のほか、今後発生が懸念される新たな魚類等の疾病について防疫対策を行う。

3 漁業経営の安定（水産課・調整課）

- (1) 漁協指導等
都内漁協への経営改善等の指導を実施することにより、漁協の健全な発展を図る。
- (2) 漁協指導強化対策等
漁協の経営能力の向上と財務体質の改善を目的として設置された漁連指導室に対する補助及び指導、信用基金協会の執行体制強化による信用保証事業の円滑な実施等への指導を行う。
 - ア 漁協指導強化対策
都漁連内に指導室を設置することにより、漁協系統団体の指導体制の整備・強化を図る。
 - イ 漁業信用基金協会補助
都基金協会の執行体制及び財務基盤を強化し、信用保証事業の円滑な実施を図る。
- (3) 漁協・漁業者経営支援対策事業
漁業関連団体と都が一体となって漁家、漁協を支援する東京都漁業経営支援協議会を立ち上げ、漁協経営指導、新たな事業の導入促進、漁協経営のシステム化等に取り組む。
- (4) 東京の漁業を支える人材育成事業
将来の東京の漁業を支える担い手を島外から募集し、育成することを目的とした研修等を実施する。
- (5) ぎょしょく普及事業
東京の水産物や水産業を介した食育活動の展開により、東京産水産物の魅力を都民に伝え将来の消費拡大を図る。
- (6) 水産物加工・流通促進対策事業等
島しょ地域の水産加工団体の経営を支援することにより、団体の経営改善とともに、低・未利用魚の有効活用と雇用の創出を図る。
 - ア 水産物加工・流通促進対策事業
 - (ア) 総合対策
専門家の指導により、水産加工団体が抱える技術や組織課題の解決を図る。
 - (イ) 流通・消費対策
水産加工団体が行う学校給食への販売促進活動を支援することにより、東京産水産加工品の消費を拡大する。
 - イ 水産加工経営強化促進事業
 - (ア) 生産・販売強化対策事業
島外販売に向けた水産加工商品の企画開発、販路拡大、量産体制の整備を行い、水産加工団体の経営力強化を図る。
 - ウ 東京産水産物のPR
キンメダイ資源を維持するためには、様々な魚種をバランスよく漁獲する必要がある。このため、東京産水産物のPRを効果的に展開し、より多くの水産物の認知度向上・需要の拡大を図り、魚価向上を目指す。
- (7) 農林水産物認証取得支援事業（水産業）
東京2020大会における食材等の調達方針として、持続可能性に配慮した調達コードが決定され、水産物については水産認証の有無が要件の一つとなった。

そこで、東京2020大会での都内産水産物の提供に向け、都内産水産物の水産認証取得者に対し、その費用を支援する。

(8) 離島漁業再生支援事業

都内離島地域において漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に対し、補助金交付による支援を行う。

ア 東京都離島漁業再生支援

漁業集落が行う漁場の生産力の向上に関する取組や、漁業の再生に関する実践的な取組を支援することにより、離島漁業の再生を図る。

イ 東京都離島再生新規就業者特別対策

新規就業者が独立する際に必要な漁船や漁具を借り受けた場合、リース料を最長3年間補助し、就業にかかるコスト負担の軽減を図ることにより、漁業への定着を促進する。

(9) 島しょ漁業経営支援緊急対策事業等

ア 島しょ漁業経営支援緊急対策事業

島しょ地域へ漁業用燃油を運搬する都漁連運搬船の運賃を補助することにより、漁業経費の負担を軽減し、漁業操業の安定化を支援する。

イ 燃油価格高騰緊急対策

国で実施している漁業経営セーフティネット構築事業において支払われる補填金のうち、漁業者積立金取崩額の1/2を補助することにより、漁業者の国事業への参加を促進し、漁家経営の安定化を支援する。

(10) 漁業金融

ア 漁業近代化資金利子補給

- (ア) 資金の種類 漁船資金、その他個人資金等
- (イ) 対象者 個人他
- (ウ) 予算枠 3億9,600万円
- (エ) 貸付限度額 9,000万円（漁船資金、個人、20t未満）
- (オ) 償還期間 1～20年
- (カ) 利子補給率 1.3%（平成31年4月現在）

イ 沿岸漁業改善資金助成会計繰出（都の直接貸付）

- (ア) 資金の種類 経営等改善資金、青年漁業者等養成確保資金、生活改善資金
- (イ) 対象者 個人他
- (ウ) 予算枠 4,700万円
- (エ) 貸付限度額 2,000万円（漁船資金）
- (オ) 償還期間 5～10年
- (カ) 利子補給率 無利子

4 島しょ農林水産総合センターの運営（島しょ農林水産総合センター）

(1) 島しょ農林水産総合センター試験研究

漁業収益の向上、消費者ニーズに対応した水産物提供支援、水産資源の持続的利用の推進、

都民共有の海や川の多面的活用等を目的として、各種調査、試験、研究、漁業者への指導を行う。

(2) 漁業調査指導等

漁業生産性の向上や漁業秩序の維持を図るため、海洋観測、資源調査、漁業取締、漁業調査指導、漁海況予報事業、陸上無線局維持管理を行う。また、試験研究成果の普及啓発を図るため、巡回指導や養殖衛生管理体制の整備などを行う。

ア 漁業調査指導

広域海域漁業調査指導（みやこ）、伊豆諸島北部海域漁業調査指導（やしお）、伊豆諸島南部海域漁業調査指導（たくなん）

イ 漁海況予報

海洋観測調査、海の天気図発行等

ウ 陸上無線局維持管理

無線局の運営による指導通信業務

エ 普及指導

巡回指導による担い手の育成

(3) 島しょ農林水産総合センター維持管理

島しょ農林水産総合センターの組織の管理運営及び施設の維持管理を行う。

・本所〔港区〕

・事業所〔大島、八丈島〕

5 小笠原振興（水産課・島しょ農林水産総合センター・調整課）

(1) 小笠原漁業基盤整備

ア 小笠原漁業振興施設整備

後継者育成、流通体制の整備等に必要な施設の整備、養殖漁業の振興等に必要な施設を整備する。

（令和元年度計画） 事業要望なし。

イ 硫黄島関連漁業対策

自衛隊の施設設置により、漁業活動が制限されることに伴う損失分を漁業生産基盤等の整備を図ることにより緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定に資する。

（令和元年度計画） 父島：冷蔵施設工事

母島：事業要望なし

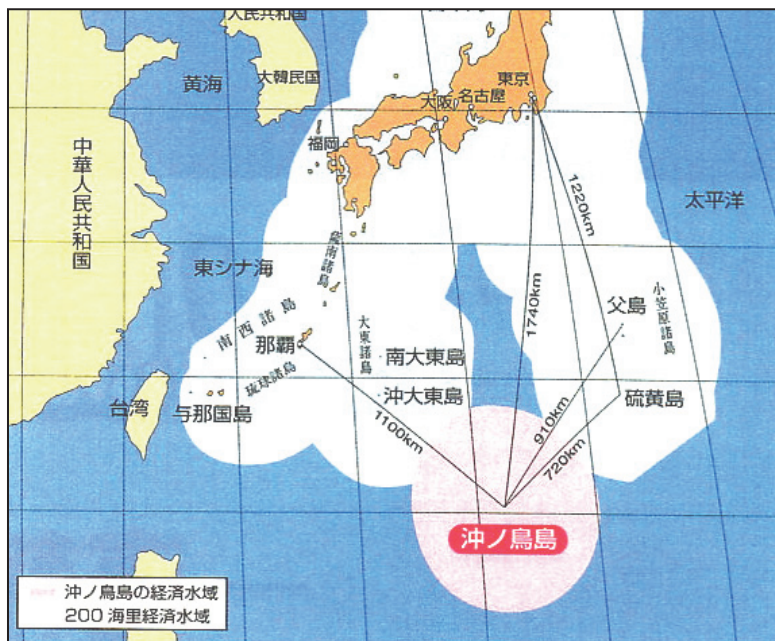
(2) 沖ノ鳥島総合対策

ア 漁場の調査・監視

漁場の調査・分析等

イ 沖ノ鳥島フォーラムの開催等

沖ノ鳥島に関するPR活動としてフォーラムやパネル展を実施



【沖ノ鳥島位置図】

(3) 水産センターの運営（総務局所管）

- ア 試験研究 3テーマ
- イ 漁業調査指導：海洋観測、資源調査、沖ノ鳥島調査、漁業取締
- ウ 漁業調査指導船(興洋)の運航等